

一般社団法人全国LPガス協会 御中

LPガス警報器の適切な設置・施工について (お願い)

2022年7月1日
ガス警報器工業会 技術委員会

ガス事業者（ガス警報器設置事業者）様には、警報器を適切に設置、施工していただきますようお願い申し上げます。

ガス警報器の適切な設置例



適切な設置 ○
(壁面に固定する)

ガス警報器の不適切な設置例



不適切な設置 ×
床置き（縦）



不適切な設置 ×
床置き（横）

【取扱説明書にある記載例】

LPガス警報器取扱説明書（抜粋）【例①】

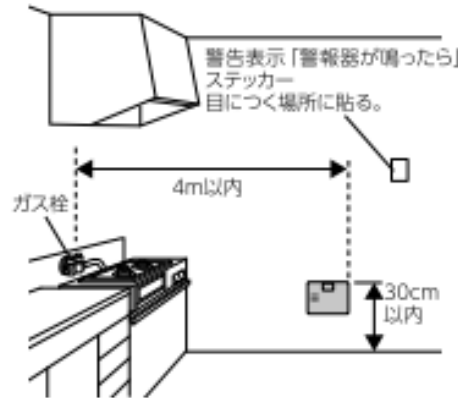
2-3 取付位置の確認

取付位置については、お客さまとよく相談をして決めてください。

既存の警報器の取付金具に、新しい警報器を取り付ける場合についても、下記の正しい取付位置に取り付けられているかを確認してください。

《正しい取付位置について》

- 床面から30cm以内の高さで、ガス器具や元栓（ガス栓）の最も遠いところより水平距離で4m以内の場所へ取り付けてください。
- ガスもれを検知しようとするガス機器を設置している場所と同一の室内に取り付けてください。
- もれたガスが滞留しやすい位置に取り付けてください。
- ガス警報があった場合、ランプの確認しやすい位置、点検が容易にできる場所へ取り付けてください。



LPガス警報器取扱説明書（抜粋）【例②】

■施工される方へ

11. 取付位置

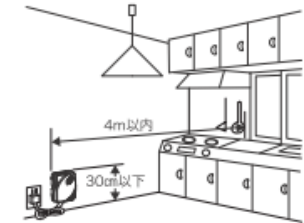
取付位置の選定はお客さまとよく相談してから行ってください。

⚠ 警告

- ⊘ 取付けは、ガス販売事業者が行いますので、ご自分で取付けや移動は行わないでください。

《正しい取付け場所について》

LPガスは空気より重いため、もれたガスは下にたまりやすくなります。
床から高さ30cm以下、遠い燃焼器具の端から水平距離4m以内でガスのたまりやすい所に取付けてください。
※床置き、逆さ付けをしないでください。



ガス警報器工業会会員企業（ガス警報器製造メーカー）は、取扱説明書等にわかりやすい表現とするように努めて参ります。

【関係法令】

液石法では、液化石油ガス用ガス漏れ警報器（LPガス用警報器）の設置方法は、省令「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令施行規則（平成九年三月十日通商産業省令第十一号）」

および、

告示「供給設備・消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第十三条」で定められている。

→（抜粋）第十三条（一）（イ）

『一体型の警報器（中略）にあつては検知部は、燃焼器が設置されている室内であつて、壁面の次の（1）及び（2）に適合する点検に便利な場所（中略）に設置されていること』。